

とんだばやし



かかし

5月号(No. 143)

発行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



農業公園サバーファームのお花畑 (昨年5月の様子)

もくじ

- ▶ 営農計画書の提出 2
- ▶ 遊休農地の管理について 4
- ▶ 助成金等について 3
- ▶ 農地法等による各種申請のお願い 4
- ▶ 生産緑地地区の指定受付 3
- ▶ 事務局の人事異動 4

営農計画書の提出は終わりましたか？

今年度の「共済細目書異動申告票兼水稻生産実施計画兼経営所得安定対策等にかかる営農計画書」(転作野帳)の提出は5月8日までです。

経営所得安定対策では、

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

以下対象となる主な交付金の内容となります。

●水田活用の直接支払交付金

・対象者

経営所得安定対策に加入し、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家

・交付申請書の提出期限

令和2年6月12日(金)
午後5時30分まで

☆証拠書類等の名義が異なる場合には交付されません。

☆大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜については、当該作物が府(市)の認証を受けていることが必要です。

☆野菜・果樹・花き等の作物は、平成30年度の出荷・販売を証明できる伝票類等の提出が必要です。

☆担い手加算を受けるためには10月1日現在で認定を受けている必要があります。

☆主食用米を作付けしている水田には交付されません。(水稻の裏作は不可)

水田活用の直接支払交付金の内の産地交付金の概要

	対象作物	要件等	交付単価交付 (10aあたり)
①	地産地消作物	令和2年度中に、出荷・販売していること(戦略作物*1・たけのこ・そば・②の対象作物を除く)	5,000円
②	なにわの伝統野菜	府が定めるなにわの伝統野菜認証を受けた作物に助成(18品目)	16,000円
	大阪エコ農産物	府が定める大阪エコ農産物認証を受けた作物に助成(80品目)	
	地域戦略作物	地域水田フル活用ビジョンにおいて地域の戦略作物に定められた品目(5品目以内)に加算	
③	担い手育成	10月1日現在で認定されている認定農業者等が作付けする①または②の作物に加算(別途要件があります)	10,000円

④	規模拡大加算	当年1月～12月末に利用権の設定(機構事業を含む)又は販売権付農作業委託契約等を締結し、③の担い手が規模拡大した筆に加算	12,000円
⑤	高収益作物等拡大加算	主食用米の作付が減少あるいはゼロを維持し、高収益作物の作付面積が増加した者の高収益作物に加算(別途要件があります)	20,000円

全国農業新聞

農業に役立つ情報が満載です。
ぜひ購読しましょう。

☆発行日 毎週 金曜日

☆購読料 月700円

☆申込先 農業委員会事務局

■問合せ

市農とみどり推進課まで
(市役所内線445)

※1 戦略作物とは、麦、大豆、飼料供物、新規需要米、加工用米
※申請状況等によっては、交付単価が変動する可能性があります。

(注) 戦略作物の助成を受けたエコ大豆やエコ新規需要米(米粉用米・WCS・飼料用米等)、エコ加工用米に対する加算など他にもあります。詳しくは左記までお問い合わせください。

助成金等について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者を雇用する事業主(農業経営者を含む)を支援するため、新型コロナウイルス感染症に伴う小学校休業等対応助成金・支援金が創設されています。また、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置を行っており、更なる拡大も予定しています。支給要件や手続きの詳細は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

○問い合わせ

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンターまで

0120(60)3999

※土日・祝日含む

(受付時間 9時～21時)

生産緑地地区の指定受付

本市では、市街化区域内の農地等の緑地機能に着目し、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4年度より生産緑地地区を指定しています。

平成30年12月に面積要件を300㎡に引き下げる条例を制定し、今まで指定することができなかった小規模な農地についても指定可能となったことから、今年度も、新たに同地区の指定を受け付けます。

○受付期間

令和2年5月1日(金)～
令和2年6月30日(火)

○受付場所

都市計画課(市役所4階)

※指定に際しては、要件があります。また、指定することになった場合には、土地の登記事項証明書などの書類が必要です。

なお、相談の際には、土地の位置、地番、面積などを事前にご確認ください。

○問い合わせ

都市計画課まで
(市役所内線453)

しっかり積み立て、安心して豊かな老後を

6つのポイント

- ①いつでも脱退・加入できる
- ②保険料をいつでも変更できる
- ③積立方式だから払った分を受け取る
- ④全額社会保険料控除の対象で節税効果大
- ⑤80歳前に亡くなっても、遺族に死亡一時金
- ⑥認定農業者などの担い手には、保険料の補助

農業者年金

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業従事なら誰でも加入できます



遊休農地の管理について

毎年、4月頃から夏にかけて、遊休農地・耕作放棄地などで雑草が繁茂しやすくなります。これでは害虫や災害の発生など、周辺の生活環境を保持するうえで好ましい状態ではありません。

市農業委員会では、遊休農地（耕作放棄地）や農地の違反転用の実態を把握するために毎年4月から8月にかけて、市内のすべての農地を対象に農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

市農業実行組合の協力もいただき、三役、地域の農業委員又は農地利用最適化推進委員と事務局で、市内を六ブロックに分け、遊休農地の調査を実施しています。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫の発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど地域農業振興に悪影響を及ぼします。

また、ごみの不法投棄や火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いいたします。

相続税等の納税猶予の適用を受けている場合には、遊休地となった時点で納税猶予取消しとなり、納税猶予額に利息を合わせて支払わなければなりません。

高齢で耕作ができない、担い手がいないなど耕作できない場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局又は、市農とみどり推進課にご相談ください。

農地法等による各種申請のお願い

農地を転用するときには、農地法の許可が必要です。

農地の転用とは、農地を農地以外の目的に使用することをいいます。

例えば農地を住宅や倉庫を建てるための敷地、駐車場や資材置場にするなどです。

農地法では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、周辺農地への影響等がない場合に限り、転用を許可しています。

農用地は原則転用できません

農業振興地域の整備に関する法律に基づき富田林市が策定している農業振興地域整備計画では、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域が設定されています。

農用地区域内にある農地の転用は、公共事業に伴う一時転用等を除き、原則認められません。

どのような手続きが必要？

農地の転用には、農地法第4条と第5条の手続きがあります。

第4条は、自己所有の農地を農地以外のものにする場合の手続きです。

農地所有者が許可の申請又は届出を行います。

第5条は、農地を農地以外のものにする目的で、売買、賃借等をする場合の手続きです。農地所有者（売主又は貸主）と転用者の連名で申請等を行います。

市街化調整区域の農地については、大阪府知事の許可が、市街化区域の農地（生産緑地を除く。）については農業委員会への届出が必要です。工事着工は、許可後又は届出が受理された後になります。

転用相談したいときは？

市街化調整区域の農地転用は、法令で特に厳しく基準が定められています。基準を満たさない農地に転用事業を計画しても、許可を受けられません。また、市街化区域の転用届出についても、一定の条件が必要です。農地の転用を考えておられる場合には、事前に農業委員会にご相談ください。

人事異動

職員人事異動が、4月1日付で発令され、農業委員会局職員の人事異動がありました。

【新任】

選挙管理・監査・公平・固定資産評価審査・農業委員会事務局長
山下 治

【退任】

（前教育総務部長）
事務局長 杉分 英夫
（定年退職）